

公益財団法人慶長遣欧使節船協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人慶長遣欧使節船協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を宮城県石巻市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、慶長遣欧使節等の大航海時代の歴史的業績並びに船舶及び海洋に関する学習・体験の場を提供することにより、地域の振興及び青少年の健全育成に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 慶長遣欧使節、船舶及び海洋に関する調査研究
 - (2) 慶長遣欧使節に関する資料の収集及び展示
 - (3) 船舶及び海洋に関する資料の収集及び展示
 - (4) 海軍思想の普及・啓蒙
 - (5) 宮城県の指定を受けて行う慶長使節船ミュージアムの管理運営
 - (6) 石巻市の指定を受けて行うサン・ファン・パウティスタパークの管理運営
 - (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業については、宮城県内において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。

- 2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合には、理事会において総理事の3分の2以上の議決を得なければならない。
- 4 前項の議決をする場合には、あらかじめ評議員会の議決を得なければならない。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに代表理事が作成し、理事会の議決を経て、直近の評議員会へ報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を得て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 役員等の報酬及び費用弁償規程
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員)

第10条 この法人に、評議員3名以上15名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。）第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は三親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の三親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて、給務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

(任期)

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお、評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第13条 評議員は、無報酬とする。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前項に関し必要な事項は、評議員会の議決により別に定める役員等の報酬及び費用弁償規程による。

第5章 評議員会

(構成)

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 役員等の報酬及び費用弁償規程
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第16条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3か月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 評議員は、代表理事に対し評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第18条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 前項の場合において、議長は、評議員として表決に加わることはできない。

3 第1項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第19条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、決議に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第20条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

(評議員会規程)

第21条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会規程による。

第6章 役員

(役員の設定)

第22条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上10名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち、1名を代表理事とする。
- 3 代表理事以外の理事のうち、5名以内を業務執行理事とすることができる。

(役員を選任)

第23条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。
- 3 理事会は、その決議によって、前項で選任された業務執行理事より副代表理事、専務理事及び常務理事を選任することができる。ただし、副代表理事は3名以内、専務理事及び常務理事は各1名以内とする。
- 4 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 5 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他法令で定める特別な関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 6 他の同一団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第28条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事には報酬を支給することができる。

その額については、評議員会が別に定める役員等の報酬及び費用弁償規程による。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(役員等の損害賠償責任の免除)

第29条 この法人は、一般法人法第198条において準用される同法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、法令に規定する方法により算定された額を限度として理事会の決議によりこれを免除することができる。

(会長及び顧問)

第30条 この法人に会長及び顧問若干名を置くことができる。

2 会長及び顧問は、理事会において任期を定め、たうえで選任する。

3 会長及び顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

4 会長及び顧問は、代表理事の諮問に応え、代表理事に対し、意見を述べるることができる。

第7章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事、業務執行理事の選定及び解職
- (4) その他理事会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第33条 理事会は、通常理事会として毎事業年度2回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第34条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

2 前項の場合において、議長は、理事として表決に加わることはできない。

(決議の省略)

第36条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることの出来る理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(理事会規程)

第38条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規程による。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第39条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第11条についても適用する

(解散)

第40条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第41条 この法人が、公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「公益法人認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第42条 この法人が精算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益法人認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 事務局

(設置等)

第42条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び所要の職員は、代表理事が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、代表理事が理事会の議決により、別に定める。

第10章 情報公開等

(情報公開)

第43条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の議決により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第44条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の議決により別に定める個人情報保護規程による。

(公告の方法)

第45条 この法人の公告は、事務所の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第11章 補則

(委任)

第46条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事は、一力 雅彦、業務執行理事は、丸森 仲吾、浅野 亨、亀山 紘及び濱田 直嗣とする。
- 4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

坂田 隆
伊藤 克彦
進藤 秋輝
佐藤 憲一
船渡 隆平
黒沢 正敏
西條 允敏
平川 昌宏
綿引 雄一
菅原 通悦
関口 哲雄
阿部 秀保
平 秀毅

以上

附 則

- 1 この定款の一部変更は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この定款の一部変更は、平成30年7月5日から施行する。

公益財団法人慶長遣欧使節船協会役員等名簿

役名	氏名	役職名	任期
代表理事	伊 力 雅 彦	株式会社河北新報社代表取締役社長	R5 定時評議員会
副代表理事	藤 田 宏	仙台商工会議所会頭	R5 定時評議員会
副代表理事	青 木 八 洲	石巻商工会議所会頭	R5 定時評議員会
副代表理事	齋 藤 正 美	石巻市長	R5 定時評議員会
専務理事	濱 田 直 嗣	宮城県慶長使節船ミュージアム館長	R4 定時評議員会
理事	菊 田 毅	仙台市文化観光局長 (R3.4.1人事異動)	R5 定時評議員会
理事	鈴木 秀 人	宮城県環境生活部長	R4 定時評議員会
理事	後 藤 崇 徳	一般社団法人石巻観光協会会長	R4 定時評議員会
理事	鈴木 紳 一	株式会社河北新報社常務取締役事業担当	R5 定時評議員会
監事	佐 藤 靖 彦	宮城県会計管理者兼出納局長	R7 定時評議員会
監事	峯 沢 秀 幸	石巻市会計管理者	R7 定時評議員会

【評議員】

評議員	尾 池 守	石巻専修大学学長	R6 定時評議員会
評議員	遠 藤 信 哉	宮城県副知事	R5 定時評議員会
評議員	佐 藤 憲 一	元仙台市博物館館長	R4 定時評議員会
評議員	西 澤 允 敏	石巻市文化協会会長	R4 定時評議員会
評議員	瀧 美 巖	東松島市長	R7 定時評議員会
評議員	安 永 毅 美	日本製紙株式会社 石巻工場長兼岩沼工場長	R5 定時評議員会
評議員	齋 藤 幹 治	公益財団法人東北活性化研究センター専務理事	R4 定時評議員会

公益財団法人慶長遣欧使節船協会
令和2年度 事業報告書



《目 次》

1 事業運営方針	P 2
2 公益目的事業	P 2
○宮城県慶長使節船ミュージアム管理運営事業	
【公-1】ミュージアム企画事業（企画展示事業・船舶文化事業・誘客事業）	P 2
【公-2】ミュージアム管理事業（展示・普及事業）	P 8
【公-3】サン・ファン・パウティスタ復元船管理事業	P 11
○石巻市サン・ファン・パウティスタパーク管理運営事業	
【公-4】サン・ファン・パウティスタパーク管理運営事業	P 12
○慶長遣欧使節船協会 自主事業・記念事業等	
【事業-5】共催・協賛事業等	P 14
【事業-6】慶長遣欧使節船協会 設立30周年記念事業	P 16
3 収益事業	P 17
【収-1】サン・ファンショップ グッズ販売事業	P 17
4 法人管理	P 18

1 事業運営方針

「慶長遣欧使節等の大航海時代の歴史的事績並びに船舶及び海洋に関する学習・体験の場を提供することにより、地域の振興及び青少年の健全育成に寄与する」を目的に、使節派遣の意義を慶長大震災からの復興に結びつける視点及び東日本大震災で被災した慶長使節船ミュージアムの震災遺構としての立場も加えた各種事業を行った。



2 公益目的事業

(公-1・2・3 宮城県慶長使節船ミュージアム管理運営事業)

【公-1】ミュージアム企画事業

宮城県慶長使節船ミュージアムの管理運営の受託者として、年間を通じて幅広い世代の来館者に満足していただけるよう、「企画展示事業」「船舶文化事業」「誘客事業」等のソフト事業を企画したが、新型コロナウイルスの蔓延により、各事業の中止・延期を余儀なくされた。

その中で、サン・ファン・パウティスタ復元船展示の最終年度(2020年)として、当船建造の意義を改めて確認し、発信するための各種文化事業を中心に実施した。

【令和2年度 入館者数】27,291名(前年比87.5%)

(1) サン・ファン館GW関連イベント※中止

新型コロナウイルス感染症の影響により臨時休館中であったため、イベントは中止となった。

(2) 企画展「帆船模型から見る世界の船～Around The World～」

【開催日】令和2年4月3日(金)～8月31日(月)

【内容】所蔵している様々な国の帆船模型を紹介する企画展を開催した。



(3) 慶長遣欧使節帰国400年記念「サン・ファン号を未来へつなぐコンクール」

【内 容】

慶長遣欧使節帰国400年を記念し、宮城県内の小中学生を対象に「絵画部門」「デザインマーク部門」「作文部門」の3部門からそれぞれのテーマに沿った作品を募集し、全応募作品を展示した。

【開催日】

- ◎作品募集期間 令和2年8月上旬～10月11日(日) 必着
- ◎表彰式・テープカット 令和2年11月1日(日)
- ◎作品展示期間 令和2年11月1日(日)～令和3年1月17日(日)

【テーマ】

◎絵画部門 ～私が描くサン・ファン・パウティスタ号～

「未来のサン・ファン号」「サン・ファン号の航海」などサン・ファン号と伊達政宗や支倉常長に関するものであれば題材は自由。

◎デザインマーク部門 ～21世紀のサン・ファン号～

「未来のサン・ファン・パウティスタ号」をイメージしたデザインマーク

◎作文部門 ～私のサン・ファン号への想い～

「サン・ファン号や慶長使節への想い」「私の夢と慶長使節」「サン・ファン号の思い出」などサン・ファン号を通して思ったこと、学んだこと。

【実 績】 応募総数：178点

- ◎絵画部門 152点
(小学校低学年の部：48点、小学校高学年の部：80点、中学生の部24点)
- ◎デザインマーク部門 22点 (小学生の部：16点、中学生の部：6点)
- ◎作文部門 4点 (小学生の部：3点、中学生の部：1点)

【表彰・副賞】

- ◎最優秀賞 5名 (図書カード10,000円、オリジナルグッズ)
- ◎優秀賞 8名 (" 5,000円、 ")
- ◎入選 20名 (" 1,000円、 ")
- ◎審査員特別賞 2名 (" 3,000円、 ")
- ◎団体特別賞 2校 (オリジナルグッズ)

※ 応募者全員に、サン・ファンオリジナルクリアファイルとペーパークラフトを贈呈

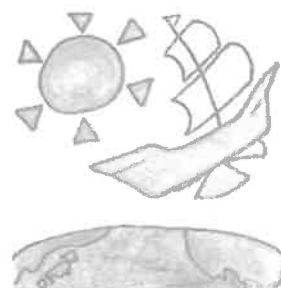
【審査員】

- ◎画家 小野寺純一氏
- ◎詩人 玉田尊英氏 (宮城県芸術協会文芸部部長)
- ◎宮城県/石巻市教育委員会
- ◎濱田直嗣 (サン・ファン館館長)

【共 催】 河北新報社、三陸河北新報社 (石巻かほく)

【後 援】 宮城県/石巻市/石巻市教育委員会/東松島市/東松島市教育委員会
女川町/女川町教育委員会

(入賞作品等)



(4) サン・ファン出前講座—希望の帆船サン・ファン・パウティスタ号について学ぼう—※中止

【開催日】 休館日を除く平日（随時募集）

【内容】 当協会職員が各学校へ出向き、地域の高学年児童向けの講座を実施する。

※実施予定であったが、新型コロナウイルス流行の影響で中止となった。

(5) おうちでサン・ファンプログラム

【開催日】 令和2年4月16日～

【内容】 新型コロナウイルスの影響で外出が困難な中自宅でも楽しめる企画として、「ぬりえ」「ふくわらい」「クイズ」などをサン・ファン館ホームページ・Facebook で提供した。



サン・ファン館 オリジナルぬりえ



名前

(6) 慶長遣欧使節帰国 400 年記念 サン・ファン・パウティスタ出帆記念祭

【開催日】 令和2年11月1日(日)・11月2日(月)・11月3日(火・祝)

【内容】 竣工から27年間、震災をも乗り越えて雄姿を見せ続けた復元船に感謝と労いを示すために実施した。

【各日の内容】

□ 11月1日(日) 10:30~12:00

- ・「サン・ファン号を未来へつなぐコンクール(絵画・デザインマーク・作文)表彰式
- ・コンクール入賞作品の展示会テープカット
- ・当日サン・ファン館入館無料

□ 11月2日(月) 10:30~14:00

- ・初公開「サン・ファン・パウティスタ復元船建造の記録」映写
- ・「復元船サン・ファン・パウティスタ号VRの特別バージョン」映写
- ・対談・武将隊支倉常長氏×サン・ファン館学芸員
- ・当日サン・ファン館入館無料

□ 11月3日(火・祝) 10:00~15:00

○館内中段野外広場ステージイベント

- ・伊達武将隊 サン・ファン号とのコラボレーション「伊達武将隊サン・ファンに舞う」
- ・伝統芸能「渡波獅子風流千寿会」の演舞
- ・劇団「夢回帰船出航プロジェクト」公演
- ・地元の少年少女合唱団「パルカローレ・サン・ファン」
- ・当日サン・ファン館入館無料

【主催】 宮城県慶長使節船ミュージアム、公益財団法人慶長遣欧使節船協会、河北新報社

【後援】 石巻市、一般社団法人石巻観光協会、サン・ファン友の会

【実績】 各日の入館者数

11月1日: 655名 11月2日: 170名 11月3日: 1,237名



(7) サン・ファン・イルミネーション2020-The Final-

【開催日時】 令和2年11月6日（金）～令和3年1月24日（日）

午後4時30分～午後8時30分まで点灯

【内 容】 復元船とサン・ファンパーク合わせて約4万球もの電飾を施し、ライトアップを実施した。復元船の展示が2021年3月末までとなり、復元船のイルミネーションは今年度が最後となった。

【実 績】 開催期間中のパーク来場者：35,407名（うち夜間来場者：18,344名）

(8) サン・ファン館 夜間特別開館

【開催日時】 イルミネーション実施期間中の12月中の土日（12/26・12/27を除く）

午後4時30分～午後7時30分まで

【内 容】 今年で最後となる復元船「サン・ファン・パウティスタ」のイルミネーションを、館内の中段野外広場で鑑賞できる場を提供し、来館者の増加を図った。

※「ファンタジーフェスタ 2020」は新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点より開催を見送った。

【実 績】 入館者計（6日間）：3,172名



【公-2】ミュージアム管理業務

宮城県から受託するミュージアムの維持管理のためのメンテナンス、来館者の確保などの管理運営のほか、資料展示などに当たっては、法人の所有する展示物や学芸員等による研究成果の有効活用に努め、博物館相当施設としての機能充実を図った。

なお、全世界・全国的に蔓延した「新型コロナウイルス感染症」感染拡大防止対策として、施設の臨時休館を実施（令和2年4月10日～5月12日）し、再開後も一部コンテンツの中止・制限等を実施しながら、状況に応じて柔軟な管理・運営を行った。



(1) 慶長使節船ミュージアム 展示・解説業務

館内の各所にアテンダントを配置し、希望する団体・学校等には館内ツアーを実施するほか、当館セミナールームにおいて館長・学芸員等が映像を交えた解説を行った。

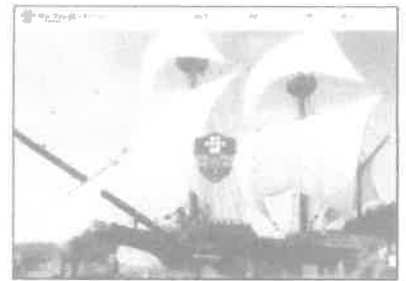
また、館内において乗船見学が疑似体験できるVR（バーチャルリアリティー）コンテンツを2種類設置した。（サン・ファン・パウティスタVR船内ツアー、サン・ファン・パウティスタVR操作体験）



(2) 慶長使節船ミュージアム 広報業務

慶長遣欧使節の偉業を発信するため、宮城県・石巻市圏域の広報紙、新聞等を活用した広報活動を展開した。また、WEBサイトを積極的に活用し、SNS等の情報発信ツールと併せ、ミュージアムの魅力を最大限PRできるよう努めた。

また、当年度は「慶長遣欧使節帰国400年」記念事業の開催に合わせて、特設WEBサイトを設置し、復元船展示の最終年度における各種事業を包括的にPRした。



(3) 慶長使節船ミュージアム 特別開館等

ア) 入館料無料開放

- ・海の日 《令和2年7月23日(木祝)》
- ・サン・ファン・パウティスタ出帆記念イベント
《令和2年11月1日(日)～3日(火・祝)》
- ・サン・ファン・パウティスタ出帆記念日《令和2年10月28日(水)》

イ) 開館時間延長

- ・夏季延長開館・・・【令和2年8月1日(土)～31日(月)】
※午後5時30分まで1時間延長開館
- ・ファンタジーフェスタ・・・【令和2年度 中止】

- ウ) 夜間特別開館・・・【12月5日(土)・6日(日)・12日(土)・13日(日)・
19日(土)・20日(日)】16時30分～19時30分
※イルミネーション実施期間中の12月中の土日(12/26・12/27を除く)

(4) 慶長使節船ミュージアム 各種設備機器保安・保守業務

運営組織図に基づき協会職員が管理運営に当たるほか、清掃業務、警備業務、昇降装置保守点検業務、階段昇降機設備保守点検業務、植栽管理業務、電気設備管理保安業務などは、各専門の業者に委託し、更なる施設の安全性の向上と効率的な施設の維持管理に努めた。



(5) 慶長使節船ミュージアム 研修・防災訓練等

来館者の安全とサービスの向上を図るため、下記の通り避難訓練や研修を実施した。

- ア) AED講習会の実施・・・令和3年1月27日(水)
- イ) 避難訓練の実施・・・令和3年1月15日(金)

(6) 慶長使節船ミュージアム 企画運営委員会

館長の諮問機関として、有識者から企画広報事業に関する意見や提案等を受け、事業運営に反映させることを目的に開催した。

- 令和2年度企画運営委員会・・・【令和3年1月22日(金)】

【公-3】 サン・ファン・パウティスタ復元船管理事業

当協会ではこれまで、ミュージアムのメイン展示物である復元船サン・ファン・パウティスタを宮城県民の貴重な財産として維持管理してきたが、当船は、建造から約20年以上の年月が経ったことと、大震災に伴う大津波に直撃したことなどから、腐朽が顕著になり、平成27年度に宮城県が実施した「慶長使節船復元船の今後の維持管理検討に関する調査」では「直ちに崩壊等はしなくとも、現状ではあと5年はもたない。」という報告が示された。(平成28年より乗船見学を中止。)

以後、指定管理者として宮城県や復元船建造企業などと協議を重ねながら、復元船の適切な保存管理方法等を検討し、管理に当たっている。

(1) サン・ファン・パウティスタ復元船 日常点検業務

腐朽が顕著となった復元船の日々の状態を細やかに把握・記録し、適切なメンテナンスや修復を図るため、下記の通り日常点検業務を実施した。また、荒天時には係留ロープの増しロープの緩み点検(各マスト・ヤード)、各甲板ハッチ等の確認、陸橋棧橋の動きを把握するなど、不測の事態に対して速やかに適切な対処ができるよう、日々監視に努めた。



ア) サン・ファン・パウティスタ復元船各部点検

*ドック水位及びビルジ水位、係留ロープ張り具合、船内外板漏水の有無等

イ) サン・ファン・パウティスタ復元船各部記録

*各箇所温度及び湿度記録、ドック水位及びビルジ水位、風向き風力、両舷船首船尾喫水等
ウ) 電気関係・連絡橋・係留索・消火施設、船艙内歪(変形)量調査など

エ) ドック棟の見回り(ドック水・ドックゲート等)各部点検等

オ) 復元船各甲板敷板、コーキングおよび「まきはだ」経年劣化補修

カ) メインマストヤード、左舷動索用ビレイピン折損、予備と交換

キ) 復元船、船橋楼甲板、階段、手すり、外板部などの腐朽損傷部応急処置

ク) 右舷係留用ロープホール内板膨出部応急処理

*ドック内水質検査…4月・8月・12月に実施し、結果は宮城県漁協の石巻湾支所および石巻地区支所に提出している。



(2) サン・ファン・パウティスタ復元船 検査及び船体補修工事

指定管理者として宮城県や復元船建造企業など、専門知識を有する方々と協議しながら、復元船の適切な管理方法等を検討し、下記の補修工事等を実施した。

- ア) ドック棟消火設備ホース金具部品支給 (4月)
- イ) 復元船消防設備、消火ホース各接手交換 (4月)
- ウ) 船首部係船索増設及び新替え工事 (5月)
- エ) 船首右舷、係船索交換及び増設・調整工事 (5月)
- オ) 復元船消防設備、配管 (連絡橋下部接続ホース脱落) 修理 (6月)
- カ) 船首ボラート台板、損傷 (割れ)、応急処置 (7月)
- キ) 船内展示物取り外し、運搬、館内展示場へ移設工事 (10月)



(公-4 石巻市サン・ファン・パウティスタパーク管理運営事業)

公-4 サン・ファン・パウティスタパーク管理運営事業

パークは、学童の遠足や家族連れなど地域の住民の交流の場であり、慶長遣欧使節による400年前の偉業に思いを馳せる場として地域に定着している。また、風光明媚な立地に恵まれ、石巻圏域における観光スポットとして重要な施設となっていることから、パークの利用促進を図ることは、ミュージアムの効果的な運営にとっても欠かせないものであり、当法人としてその安全性や快適性の確保に努めた。

【令和2年度 入園者数】73,696名 (前年比86.1%)



(1) サン・ファンパーク 観光案内業務

石巻圏域と牡鹿半島の観光の拠点として貢献できるよう、サン・ファンパーク立体駐車場1階に「サン・ファンインフォメーションセンター」を設置し、アテンダントが石巻地域の観光・文化施設情報、市内の飲食店情報等の案内を実施した。



(2) サン・ファンパーク 各種設備機器保安・保守業務

サン・ファンパークは駐車場、トイレ、自動販売機等を備えており、不特定多数の来園者や隣接するミュージアムの入館者のほとんどが利用することから、開園中は協会職員が運営管理に当たるほか、清掃業務、警備業務、植栽管理業務、施設管理業務の一部を各専門の業者に委託し、更なる施設の安全性の向上と効率的な施設の維持管理に努めた。



(3) サン・ファンパーク 利用実績

サン・ファン広場を中心に、安全な憩いの場の提供・地域の活性化や賑わいの創出のため各種イベント会場の貸出を行っている。

《貸出実績（1件）》

【内容】エコキャップアート展示「進め！ひかり輝く地域にむかって」

【開催日】9月13日

新型コロナウイルス感染症の影響下においても、若手経済人である石巻 JC が地域の魅力を石巻圏域の青少年に見せることで、石巻圏域の未来に明るい展望を持ってもらえるように、サン・ファンパークにて2市1町のシンボルをキャップアートで制作した。

【主催】石巻青年会議所



(事業-5・6 慶長遣欧使節船協会 自主事業・記念事業等)

【事業-5】共催・協賛事業等

(1) 第27回サン・ファン祭り (主催：サン・ファン祭り実行委員会) ※中止

復元船の進水を祝い、地域活性化を目指す目的で毎年5月下旬に開催していた。今年度は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、一旦は秋季の開催に向けて延期となった。しかし、イベント内容や人数規模、そして会場の性質上、3つの密(密閉・密集・密接)を回避することが難しいため、来場者および参加者の健康と安全を第一に考慮した結果、中止が決定した。

(2) 慶長遣欧使節帰国400年記念式典・シンポジウム・レセプション

【開催日時】令和2年9月22日(火・祝)午後13時～

【内容】2020年は慶長遣欧使節帰国から400年の節目となる。サン・ファン・パウティスタ号を取り巻く歴史と牡鹿半島の風土・自然の魅力を引き出し、地域に愛されるサン・ファン館の再生を期するとともに、本県が内外に誇る先人の歴史遺産を改めて顕彰するため開催した。

＜記念式典＞

- ◎会長挨拶：慶長遣欧使節船協会 会長 宮城県知事 村井 嘉浩 氏
- ◎代表理事挨拶：慶長遣欧使節船協会 代表理事 河北新報社 代表取締役 一力 雅彦
- ◎祝辞：宮城県議会議長 石川光次郎 氏、仙台市長 郡和子 氏、石巻市長 龜山紘 氏
- ◎メッセージ紹介：メキシコ・キューバ・スペイン・イタリア
※4ヶ国の大使メッセージを司会より代読
- ◎青少年の言葉：聖ウルスラ学院英知高等学校 生徒代表

＜シンポジウム＞ メインテーマ「慶長遣欧使節の世界」

- ◎講演 (パネリスト4氏による講演)
- ◎パネルディスカッション
*パネリスト：仙台伊達家18代当主 伊達 泰宗 氏
歴史家 元仙台市博物館館長 佐藤 憲一 氏
カトリック長崎大司教区大司教 高見 三明 氏
歴史家 東北大学名誉教授 平川 新 氏
- *コーディネーター：宮城県慶長使節船ミュージアム館長 濱田 直嗣

◎サン・ファン賛歌と朗読：

サン・ファン・パウティスタ号賛歌「今 夢の帆は風をはらんで」
(詩/原田勇男 氏 作曲/岡崎光治 氏) の演奏にのせて詩を朗読
*朗読者：芝原 弘 氏 演奏者：石垣 弘子 氏

※令和2年10月24日付の河北新報紙面にて、シンポジウム採録記事を掲載

【主催】宮城県、河北新報社、慶長遣欧使節船協会

【実績】記念式典/シンポジウム出席者

招待者109名 一般聴講者 62名(事前応募制)
レセプション出席者 44名



【事業-6】公益財団法人慶長遣欧使節船協会 設立30周年記念事業

(1) 慶長遣欧使節船協会 設立30周年記念式典 ※中止

【開催日時】令和3年3月27日(土) 午前10時30分

【場 所】宮城県慶長使節船ミュージアム

【内 容】当協会の設立30周年を記念して開催する予定であったが、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、館内で予定していた式典等を中止とした。

(2) 慶長遣欧使節船協会 設立30周年記念碑除幕式

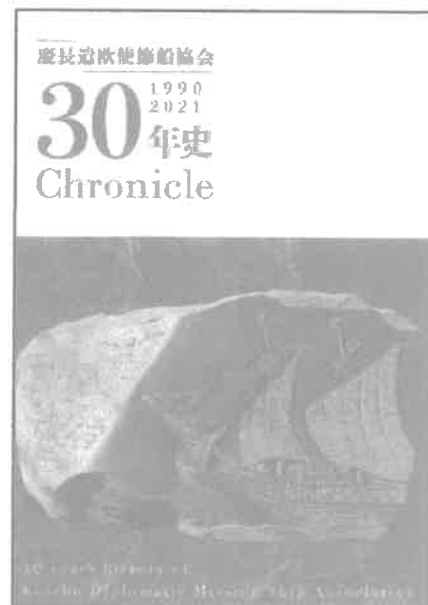
【開催日時】令和3年3月27日(土) 午前11時00分

【場 所】石巻市サン・ファン・パウティスタパーク

【内 容】当協会の設立30周年を記念し、地元稲井産の「稲井石」を利用した「サン・ファン・パウティスタ号の碑」を制作設置し、除幕式を実施した。

(3) 公益財団法人慶長遣欧使節船協会 設立30周年記念誌 発刊

【内 容】当協会の設立30周年を記念し、30周年の歩みを伝える記念誌「慶長遣欧使節船協会30年史 Chronicle 1990-2021」を製作し、配付した。



【収-1】サン・ファンショップ グッズ販売事業

サン・ファン関連のグッズや石巻市の産品など約170点を取り揃え、販売促進やサービスの向上に努めた。

(1) オリジナル商品

○サン・ファン・パウティスタ号に関連した下記のグッズを取り揃えた。

- ・ポストカード ・オリジナル設計図Tシャツ ・オリジナルバースデーストラップ
- ・オリジナルストラップ ・オリジナル耳かき ・オリジナルクリアファイル
- ・オリジナルペーパークラフト ・サン・ファン・パウティスタ帆船模型
- ・オリジナルがまぐち ・オリジナルボールペン ・オリジナルシャープペン
- ・オリジナルチャーム ・夢を乗せた伊達の黒船（ブックレット）
- ・復元船サン・ファン号大図鑑



1 理事会・評議員会

(1) 慶長遣欧使節船協会 理事会

- ・第1回 理事会・・・【令和2年4月10日(金)】※決議の省略
- ・第2回 理事会・・・【令和2年5月27日(水)】※決議の省略
- ・第3回 理事会・・・【令和2年6月26日(金)】※決議の省略
- ・第4回 理事会・・・【令和3年2月 2日(火)】



(2) 慶長遣欧使節船協会 評議員会

- ・臨時評議員会・・・【令和2年4月22日(水)】※決議の省略
- ・定時評議員会・・・【令和2年6月10日(水)】※決議の省略

(消費税は内税処理)

正味財産増減計算書

(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

全会計

(単位:円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	12,622,501	12,605,119	17,382
基本財産受入利息	12,622,501	12,605,119	17,382
特定資産運用益	0	0	0
特定資産受取利息	0	0	0
事業収益	193,939,980	182,044,578	11,895,402
指定管理者事業収入	175,330,255	171,994,000	3,336,255
宮城県	135,330,255	131,994,000	3,336,255
石巻市	40,000,000	40,000,000	0
利用料金収入	5,383,400	6,680,050	△ 1,296,650
グッズ事業収入	3,735,105	3,370,528	364,577
宮城県受託金	9,491,220	0	9,491,220
受取補助金等	1,452,197	659,736	792,461
受取国庫補助金	727,385	0	727,385
受取国庫助成金	724,812	659,736	65,076
電源立地交付金	724,812	659,736	65,076
受取負担金	8,500,000	8,500,000	0
受取負担金	8,500,000	8,500,000	0
雑収益	1,272,677	632,595	640,082
雑収益	1,272,677	632,595	640,082
経常収益計	217,787,355	204,442,028	13,345,327
(2) 経常費用			
事業費	207,946,693	200,600,798	7,345,895
給料手当	51,364,282	50,274,929	1,089,353
臨時雇賃金	0	5,000	△ 5,000
賞与引当金繰入	3,102,060	2,943,732	158,328
法定福利費	7,765,637	7,597,497	168,140
福利厚生費	1,065,803	932,925	133,878
旅費交通費	53,458	103,032	△ 49,574
グッズ購入費	2,299,162	1,951,639	347,523
通信運搬費	1,130,582	1,289,088	△ 158,506
減価償却費	1,285,386	1,168,467	116,919
需要費	2,984,040	4,031,711	△ 1,047,671
(消耗品費)	2,623,934	3,655,996	△ 1,032,062
(備品費)	360,106	375,715	△ 15,609
修繕費	5,055,854	5,275,102	△ 219,248
印刷製本費	313,434	222,986	90,448
燃料費	2,718,582	3,140,552	△ 421,970
光熱水料費	14,993,497	16,647,888	△ 1,654,391
使用料及び賃借料	4,282,289	2,676,210	1,606,059
保険料	567,246	628,732	△ 61,486
広告宣伝費	3,370,960	3,840,958	△ 469,998
諸手数料	286,339	271,204	15,135
諸謝金	146,170	142,810	3,360
租税公課	5,714,028	4,514,867	1,199,161
支払負担金	8,500,000	8,500,000	0
支払助成金	0	600,000	△ 600,000
委託費	90,357,043	83,284,448	7,072,595
食糧費	18,370	12,203	6,167
雑費	571,491	544,818	26,673

(消費税は内税処理)

正味財産増減計算書

(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

全会計

(単位:円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
管理費	11,684,598	5,534,197	6,150,401
給料手当	2,177,293	2,157,528	19,765
賞与引当金繰入	146,790	141,401	5,389
法定福利費	289,124	282,092	7,032
福利厚生費	17,299	17,433	△ 134
会議費	114,950	248,779	△ 133,829
旅費交通費	76,968	154,067	△ 77,099
通信運搬費	47,260	7,497	39,763
減価償却費	462,475	752,269	△ 289,794
需要費	243,190	167,108	76,082
(消耗品費)	243,190	167,108	76,082
修繕費	0	0	0
印刷製本費	5,883,736	0	5,883,736
燃料費	85,815	99,134	△ 13,319
光熱水料費	350,306	384,099	△ 33,793
使用料及び賃借料	116,695	47,280	69,415
保険料	0	18,660	△ 18,660
諸手数料	319,381	390,187	△ 70,806
租税公課	94,294	209,104	△ 114,810
支払負担金	208,700	318,170	△ 109,470
交際費	47,523	130,093	△ 82,570
食糧費	121,500	9,296	112,204
委託費	881,299	0	881,299
経常費用計	219,631,291	206,134,995	- 13,496,296
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 1,843,936	△ 1,692,967	△ 150,969
基本財産評価損益等	71,506	0	71,506
特定資産評価損益等	0	0	0
投資有価証券評価損益等	0	0	0
評価損益等計	71,506	0	71,506
当期経常増減額	△ 1,772,430	△ 1,692,967	△ 79,463
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収入			
投資有価証券売却益	0	0	0
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
固定資産除却損	0	0	0
車輛運搬具除却損	0	0	0
什器備品除却損	0	0	0
雑損失	0	0	0
雑損失	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 1,772,430	△ 1,692,967	△ 79,463
法人税、住民税及び事業税	72,000	72,000	0
一般正味財産増減額	△ 1,844,430	△ 1,764,967	△ 79,463
一般正味財産期首残高	93,724,285	95,489,252	△ 1,764,967
一般正味財産期末残高	91,879,855	93,724,285	△ 1,844,430
II 指定正味財産増減の部			
(1) 基本財産評価益	0	0	0
基本財産評価益	0	0	0
(2) 基本財産評価損	8,478,400	20,921,000	△ 12,442,600
基本財産評価損	8,478,400	20,921,000	△ 12,442,600
(3) 一般正味財産振替額	71,506	0	71,506
一般正味財産振替額	71,506	0	71,506
当期指定正味財産増減額	△ 8,549,906	△ 20,921,000	12,371,094
指定正味財産期首残高	1,136,987,700	1,157,908,700	△ 20,921,000
指定正味財産期末残高	1,128,437,794	1,136,987,700	△ 8,549,906
III 正味財産期末残高	1,220,317,649	1,230,711,985	△ 10,394,336

正味財産増減計算書の内訳表
令和2年1月1日から令和3年3月31日まで

(単位:円)

科目	公益目的事業会計				法人会計				合計
	企画事業	ミュージアム	復元船	パーク	共通	グッズ販売	共通	協賛管理	
管理費	28,046,603	119,844,772	6,145,567	49,007,416	126,350	4,175,995	11,684,598	11,684,598	11,684,598
給付手当	△ 41,382	△ 310,246	△ 52,812	△ 105,249	1,263,520	△ 432,591	2,177,993	2,177,993	2,177,993
貸付引当金繰入	0	0	0	0	0	0	146,790	146,790	146,790
法定福利費	0	0	0	0	0	0	289,124	289,124	289,124
福利厚生費	0	0	0	0	0	0	17,299	17,299	17,299
会議費	0	0	0	0	0	0	114,950	114,950	114,950
旅費交通費	0	0	0	0	0	0	76,968	76,968	76,968
通信運搬費	0	0	0	0	0	0	47,260	47,260	47,260
減価償却費	0	0	0	0	0	0	462,475	462,475	462,475
雑費用費	0	0	0	0	0	0	243,190	243,190	243,190
(消耗品費)	0	0	0	0	0	0	243,190	243,190	243,190
(備品費)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
修繕費	0	0	0	0	0	0	5,883,736	5,883,736	5,883,736
印刷製本費	0	0	0	0	0	0	85,816	85,816	85,816
燃料費	0	0	0	0	0	0	350,306	350,306	350,306
光熱水送料費	0	0	0	0	0	0	116,695	116,695	116,695
使用料及び賃借料	0	0	0	0	0	0	0	0	0
保険料	0	0	0	0	0	0	319,381	319,381	319,381
租税公課	0	0	0	0	0	0	94,294	94,294	94,294
支払手数料	0	0	0	0	0	0	208,700	208,700	208,700
支払金損金	0	0	0	0	0	0	47,523	47,523	47,523
交際費	0	0	0	0	0	0	121,500	121,500	121,500
金銭貸	0	0	0	0	0	0	881,299	881,299	881,299
委託費	0	0	0	0	0	0	11,684,598	11,684,598	11,684,598
経常費用計	△ 41,382	△ 313,215	△ 52,812	△ 105,249	1,263,520	△ 432,591	△ 2,102,177	△ 2,102,177	△ 1,543,526
前期繰越利益剰余金増減額	0	0	0	0	0	0	71,506	71,506	71,506
基本財産評価増減益等	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特定資産評価増減益等	0	0	0	0	0	0	0	0	0
投資有価証券評価増減益等	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期繰越利益剰余金	△ 41,382	△ 313,215	△ 52,812	△ 105,249	1,263,520	△ 432,591	△ 2,090,671	△ 2,090,671	△ 1,772,430
経常外増減の部	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(1) 経常外収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0
固定資産売却益	0	0	0	0	0	0	0	0	0
固定資産売却損	0	0	0	0	0	0	0	0	0
固定資産売却損	0	0	0	0	0	0	0	0	0
投資有価証券売却益	0	0	0	0	0	0	0	0	0
雑損失	0	0	0	0	0	0	0	0	0
経常外費用計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期繰越利益剰余金	△ 41,382	△ 313,215	△ 52,812	△ 105,249	1,263,520	△ 432,591	△ 2,090,671	△ 2,090,671	△ 1,772,430
法人税、住民税及び事業税	0	0	0	0	0	0	72,000	72,000	72,000
一般正味財産増減額	△ 41,382	△ 313,215	△ 52,812	△ 105,249	1,263,520	△ 432,591	△ 2,162,671	△ 2,162,671	△ 1,844,430
一般正味財産期首残高	△ 19,308,202	△ 3,822,454	△ 36,905,916	5,469,163	109,564,589	△ 3,856,349	39,750,725	39,750,725	91,724,285
一般正味財産期末残高	△ 19,349,584	△ 4,135,669	△ 36,958,728	5,363,914	110,828,109	△ 4,288,940	36,688,054	36,688,054	91,879,655
II 指定正味財産増減の部	0	0	0	0	0	0	0	0	0
受取補助金等	0	0	0	0	0	0	0	0	0
受取負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0
受取寄附金	0	0	0	0	0	0	0	0	0
固定資産売却益	0	0	0	0	0	0	0	0	0
固定資産売却損	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特定資産評価増減益	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特定資産評価減益	0	0	0	0	0	0	0	0	0
基本財産評価増減益	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特定資産評価増減益	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特定資産評価減益	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期繰越利益剰余金	517,182	1,493,076	644,958	1,288,717	1,288,717	4,353,333	4,095,067	4,095,067	8,478,400
指定正味財産増減の部	△ 517,182	△ 1,493,076	△ 644,958	△ 1,288,717	△ 1,288,717	△ 4,353,333	△ 4,166,573	△ 4,166,573	△ 3,649,905
当期末指定正味財産増減額	68,335,371	255,417,440	86,139,147	119,930,685	587,822,643	587,822,643	549,165,057	549,165,057	1,136,957,700
指定正味財産期首残高	87,818,139	253,484,354	86,494,789	177,941,968	683,439,310	683,439,310	544,998,484	544,998,484	1,128,437,784
指定正味財産期末残高	48,468,695	249,348,655	17,535,992	288,470,077	659,197,243	△ 4,288,940	581,596,538	581,596,538	1,220,317,649
IV 正味財産期末残高	48,468,695	249,348,655	17,535,992	288,470,077	659,197,243	△ 4,288,940	581,596,538	581,596,538	1,220,317,649

※公益目的事業比率 52.31%

貸借対照表

令和 3年3月31日現在

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	92,660,818	97,390,417	△ 4,729,599
未収金	11,717,284	12,348	11,704,936
前払金	5,830	5,830	0
仮払金	0	8,675	△ 8,675
商品	1,424,473	1,940,341	△ 515,868
流動資産合計	105,808,405	99,357,611	6,450,794
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
投資有価証券	1,127,284,000	1,105,875,200	21,408,800
定期預金	1,153,794	31,112,500	△ 29,958,706
基本財産合計	1,128,437,794	1,136,987,700	△ 8,549,906
(2) 特定資産			
積立資産	0	0	0
特定資産合計	0	0	0
(3) その他固定資産			
構築物	3,783,185	0	3,783,185
車輛運搬具	666,248	1,110,412	△ 444,164
什器備品	2,785,136	3,258,618	△ 473,482
電話加入権	268,160	268,160	0
預託金	20,450	20,450	0
その他の固定資産合計	7,523,179	4,657,640	2,865,539
固定資産合計	1,135,960,973	1,141,645,340	△ 5,684,367
資産合計	1,241,769,378	1,241,002,951	766,427
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	15,546,579	4,513,933	11,032,646
賞与引当金	3,248,850	3,085,133	163,717
未払法人税等	72,000	72,000	0
未払消費税等	2,584,300	2,619,900	△ 35,600
流動負債合計	21,451,729	10,290,966	11,160,763
2. 固定負債			
固定負債合計	0	0	0
負債合計	21,451,729	10,290,966	11,160,763
III 正味財産の部			
1. 基金			
2. 指定正味財産			
寄附金	1,153,794	31,112,500	△ 29,958,706
受贈投資有価証券	1,127,284,000	1,105,875,200	21,408,800
指定正味財産合計	1,128,437,794	1,136,987,700	△ 8,549,906
(うち基本財産への充当額)	1,128,437,794	1,136,987,700	△ 8,549,906
3. 一般正味財産			
その他一般正味財産	91,879,855	93,724,285	△ 1,844,430
一般正味財産合計	91,879,855	93,724,285	△ 1,844,430
(うち特定資産への充当額)	0	0	0
正味財産合計	1,220,317,649	1,230,711,985	△ 10,394,336
負債及び正味財産合計	1,241,769,378	1,241,002,951	766,427

貸借対照表内訳表

令和3年3月31日現在

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計						収益事業等会計				法人会計		合 計
	企画事業	コミュニティ	復元船	パーク	共通	小計	グッズ販売	共通	小計	協会管理	小計		
I 資産の部													
1. 流動資産													
現金預金	0	7,423,951	0	7,842,815	76,594,074	91,860,840	799,978	0	799,978	0	0	0	92,660,818
未収金	0	3,360	0	14,819	11,608,476	11,626,644	90,640	0	90,640	0	0	0	11,717,284
前払金	0	5,830	0	0	0	5,830	0	0	0	0	0	0	5,830
仮払金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
商品	0	0	0	0	0	0	1,424,473	0	1,424,473	0	0	0	1,424,473
流動資産合計	0	7,433,131	0	7,857,634	88,202,549	103,493,314	2,315,091	0	2,315,091	0	0	0	105,808,405
2. 固定資産													
(1) 基本財産													
投資有価証券	68,764,327	257,020,750	85,673,584	0	171,347,168	582,805,829	0	0	582,805,829	544,478,171	544,478,171	544,478,171	1,127,294,006
定期預金	70,382	263,065	87,688	0	175,376	596,511	0	0	596,511	557,283	557,283	557,283	1,153,794
基本財産合計	68,834,709	257,283,815	85,761,272	0	171,522,544	583,402,340	0	0	583,402,340	545,035,454	545,035,454	545,035,454	1,128,437,794
(2) 特定資産													
積立資産	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特定資産合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(3) その他固定資産													
構築物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,783,185	3,783,185	3,783,185	3,783,185
車両運搬具	0	0	0	0	0	0	0	0	0	666,248	666,248	666,248	666,248
什器備品	0	2,292,288	7	468,820	0	2,761,115	2	2	2,761,115	24,019	24,019	24,019	2,785,136
電話加入権	0	268,140	0	0	0	268,160	0	0	268,160	0	0	0	268,160
預託金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20,450	20,450	20,450	20,450
その他固定資産合計	0	2,560,448	7	468,820	0	3,029,275	2	2	3,029,275	4,493,902	4,493,902	4,493,902	7,523,179
固定資産合計	68,834,709	259,844,263	85,761,279	468,820	171,522,544	586,431,615	2	2	586,431,615	549,529,356	549,529,356	549,529,356	1,135,960,973
資産合計	68,834,709	257,277,994	85,761,279	8,326,454	259,725,093	589,924,929	2,315,093	0	2,315,093	549,529,356	549,529,356	549,529,356	1,241,769,378
II 負債の部													
1. 流動負債													
未払金	0	4,069,056	0	1,248,219	17,857	5,385,132	284,250	0	284,250	9,927,197	9,927,197	9,927,197	15,546,579
賞与引当金	0	2,108,700	0	1,140,150	0	3,248,850	0	0	3,248,850	0	0	0	9,248,850
未払法人税等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	72,000	72,000	72,000	72,000
未払消費税等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
流動負債合計	0	6,177,756	0	2,388,369	2,602,157	11,168,282	284,250	0	284,250	9,999,197	9,999,197	9,999,197	21,451,729
2. 固定負債													
固定負債合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
負債合計	0	6,177,756	0	2,388,369	2,602,157	11,168,282	284,250	0	284,250	9,999,197	9,999,197	9,999,197	21,451,729
III 正味財産の部													
1. 基金													
2. 指定正味財産													
寄附金	70,382	263,065	87,688	0	175,376	596,511	0	0	596,511	557,283	557,283	557,283	1,153,794
受贈投資有価証券	68,764,327	257,020,750	85,673,584	0	171,347,168	582,805,829	0	0	582,805,829	544,478,171	544,478,171	544,478,171	1,127,294,000
指定正味財産合計	68,834,709	257,283,815	85,761,272	0	171,522,544	583,402,340	0	0	583,402,340	545,035,454	545,035,454	545,035,454	1,128,437,794
(うち基本財産への充当)	68,834,709	257,283,815	85,761,272	0	171,522,544	583,402,340	0	0	583,402,340	545,035,454	545,035,454	545,035,454	1,128,437,794
3. 一般正味財産													
その他一般正味財産	△ 19,349,584	△ 4,135,699	△ 36,958,797	5,363,904	110,828,109	55,747,933	△ 4,288,940	3,832,808	△ 456,132	36,588,054	36,588,054	36,588,054	91,879,855
一般正味財産合計	△ 19,349,584	△ 4,135,699	△ 36,958,797	5,363,904	110,828,109	55,747,933	△ 4,288,940	3,832,808	△ 456,132	36,588,054	36,588,054	36,588,054	91,879,855
(うち特定資産への充当)	△ 19,349,584	△ 4,135,699	△ 36,958,797	5,363,904	110,828,109	55,747,933	△ 4,288,940	3,832,808	△ 456,132	36,588,054	36,588,054	36,588,054	91,879,855
正味財産合計	48,468,605	249,348,665	47,535,992	5,363,904	288,470,077	639,187,243	△ 4,288,940	3,832,808	△ 456,132	581,586,538	581,586,538	581,586,538	1,220,317,649
負債及び正味財産合計	48,468,605	255,526,421	47,535,992	7,752,273	291,072,234	650,355,525	△ 4,004,690	3,832,808	△ 171,882	591,585,735	591,585,735	591,585,735	1,241,769,378

1 公益財団法人 慶長遣欧使節船協会
(様式3-2)

キャッシュ・フロー計算書

令和 2 年 4 月 1 日 から 令和 3 年 3 月 31 日まで

単位: 円

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 事業活動によるキャッシュ・フロー			
1. 当期一般正味財産増減額	△ 1,772,430	△ 1,692,967	△ 79,463
2. キャッシュ・フローへの調整額			
減価償却費	1,747,861	1,920,736	△ 172,875
基本財産評価	△ 71,506	0	△ 71,506
未収金の増減額	△ 11,704,936	18,327	△ 11,723,263
前払金の増減額	0	△ 5,830	5,830
仮払金の増減額	8,675	△ 8,675	17,350
未払金の増減額	11,032,646	△ 20,472,804	31,505,450
未払消費税の増減額	△ 35,600	1,502,000	△ 1,537,600
指定正味財産からの振替額	△ 71,506	0	△ 71,506
その他	50,019,546	10,655,570	39,363,976
小計	50,925,180	△ 6,390,676	57,315,856
4. 指定正味財産増加収入			
一般正味財産への振替額	71,506	0	71,506
基本財産増加収入	△ 8,478,400	△ 20,921,000	12,442,600
指定正味財産増加収入	△ 8,478,400	△ 20,921,000	12,442,600
事業活動によるキャッシュ・フロー	40,674,350	△ 29,004,643	69,678,993
II 投資活動によるキャッシュ・フロー			
1. 投資活動収入			
基本財産取崩収入	4,383,333	10,816,157	△ 6,432,824
基一投資有価証券売却収入	4,383,333	10,816,157	△ 6,432,824
敷金・保証金戻収入	20,450	20,450	0
保証金戻り収入	20,450	20,450	0
投資活動収入計	4,403,783	10,836,607	△ 6,432,824
2. 投資活動支出			
基本財産取得支出	45,338,882	0	45,338,882
基一投資有価証券取得支出	45,338,882	0	45,338,882
固定資産取得支出	4,448,400	0	4,448,400
構築物建設支出	3,789,500	0	3,789,500
什器備品購入支出	658,900	0	658,900
敷金・保証金支出	20,450	20,450	0
保証金支出	20,450	20,450	0
投資活動支出計	49,807,732	20,450	49,787,282
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 45,403,949	10,816,157	△ 56,220,106
III 財務活動によるキャッシュ・フロー			
1. 財務活動収入			
2. 財務活動支出			
IV 現金及び現金同等物の増減額	△ 4,729,599	△ 18,188,486	13,458,887
V 現金及び現金同等物の期首残高	97,390,417	115,578,903	△ 18,188,486
VI 現金及び現金同等物の期末残高	92,660,818	97,390,417	△ 4,729,599

財 産 目 録

令和3年3月31日現在

(単位：円)

貸借対照表科目	場所・物量等	使用目的等	金額
(流動資産)			
現金	小口現金有高	運転資金として	636,649
預金	普通預金 七十七銀行渡波支店 (事業費) 七十七銀行渡波支店 (利用料金口座) 七十七銀行渡波支店 (預り金口座) 七十七銀行渡波支店 (市委託) 七十七銀行渡波支店 (事業収入) 仙台銀行石巻支店 (事業費)	運転資金 (事業費管理) として 運転資金 (利用料金管理) として 運転資金 (預り金管理) として 運転資金 (市委託管理) として 運転資金 (事業収入管理) として 運転資金 (事業費管理) として	72,634,359 7,040,001 0 7,842,815 615,590 3,891,404
未収金	宮城県 宮城県 宮城県 日専連等 ㈱アベックス他 宮城県教職員互助会他	蒲田400年記念事業 広報・イベント等実施業務 復元船記録誌編集・印刷業務 感染防止対策費 (指定管理費増額) ショップ売上金 自販機販売手数料 互助会入籍料	6,991,250 2,499,970 2,117,255 86,840 13,875 8,094
前払金	セコム㈱	4月分AED借料	5,830
商品		販売用として	1,424,473
流動資産合計			105,808,405
(固定資産)			
基本財産	投資有価証券	有価証券 東京電力債 (20年) 第154回国債 (20年) 第154回国債 (20年) 第68回国債 (30年)	公益目的保有財産(51.7%)及び法人活動に供する財産(48.3%)であり、運用益を公益目的事業と法人管理の財源として使用している。 110,620,000 354,663,000 632,520,000 29,481,000
	定期預金	定期預金 七十七銀行渡波支店 仙台銀行石巻支店	同上 588,700 565,094
特定資産 その他 固定資産	構築物 車輛運搬具 什器備品 電話加入権 預託金	協会30年記念碑 中古車輛3台 事務用品、消防関係設備等 復元船船内展示装飾等 観光案内所カウンター等 パノファン船バナー種型・金型・マシ 展示用絵画他 4回線 公用車リサイクル料	3,783,185 666,248 2,292,288 7 468,820 2 24,019 268,160 20,450
固定資産合計			1,135,960,973
資産合計			1,241,769,378
(流動負債)			
未払金	㈱河北新報総合サービス 稲井石材商工業協同組合 東北電力㈱ 石巻年金事務所 ダイコー㈱ キョウワセキュリオン㈱ 石巻市 ㈱アミックス ㈱南北社 ㈱マイクロエレベーター ダスキンレントオールイシノマキステーション アマゾンジャパン合同会社 日通商専㈱ 宮城県観光連盟 雄勝現生産販売協同組合 ㈱ダスキン サカ その他	復元船記録誌・協会30年記念誌作成費 協会設立30周年記念碑製作費 電気料金 社会保険料 エレベーター保守点検業務 警備業務 指定管理料精算額 白灯油代 WEBサーバ費保社管理費他 階段昇降機保守点検業務 記念碑除幕式用テント等レンタル料 業務用電動シュレッダー他購入費 パソコン・レジスターリース料 広告協賛金 ショップ商品購入費 マット等賃借料	6,008,871 3,789,500 1,178,375 1,001,275 840,400 682,000 544,837 360,800 205,156 168,300 84,928 81,427 77,976 71,500 53,597 46,809 345,828
賞与引当金		支払見込額の当期負担分計上	3,248,850
未払消費税等	消費税確定納付額	石巻税務署	2,584,300
未払法人税等	法人県民税均等割 法人市民税均等割	宮城県 石巻市	22,000 50,000
流動負債合計			21,451,729
負債合計			21,451,729
正味財産			1,220,317,649

公益目的保有財産の明細

財産種別	公益認定前取得 不可欠特定財産	公益認定後取得 不可欠特定財産	その他の 公益目的保有財産	使用事業
投資有価証券			国債等 68,764,327 円 国債等 257,020,750 円 国債等 85,673,584 円 国債等 171,347,168 円 合計 582,805,829 円	企画事業 ミュージアム事業 復元船事業 上記事業共用
定期預金(基本財産)			七十七銀行 35,911 円 仙台銀行 34,471 円 七十七銀行 134,224 円 仙台銀行 128,841 円 七十七銀行 44,741 円 仙台銀行 42,947 円 七十七銀行 89,482 円 仙台銀行 85,894 円 合計 596,511 円	企画事業 ミュージアム事業 復元船事業 上記事業共用
什器備品			事務用品・消防設備等 2,292,288 円 復元船内展示等 7 円 観光案内所用カウンター等 468,820 円 合計 2,761,115 円	ミュージアム事業 復元船事業 パーク事業
電話加入権			4回線 268,160 円	ミュージアム事業
合計			586,431,615	

資産別固定資産減価償却内訳表

自 令和2年 4月 1日
至 令和3年 3月 31日

物件名称	数量	償却方法	取得 使用	耐用 年数	償却 率	期間	取得 価値	期首帳簿価額	当期増減額	普通償却額	特別(寄附)償却額	当期減損損失額 当償却額	当期償却 額	期末帳簿価額	(繰越損失累計額) 当期末計	備考
【構築物】																
428-00 【 0 分類 】	1	定率	R3.3	50	0.020	1	3,789,500		3,789,500	6,315		6,315	6,315	3,783,185	6,315	
慶長設立30周年記念碑 ※分類計※ 分類							3,789,500		3,789,500	6,315		6,315	6,315	3,783,185	6,315	
※資産計※ 構築物							3,789,500		3,789,500	6,315		6,315	6,315	3,783,185	6,315	
【 車輛運搬具 】																
104-00 【 1 収益 】	1	定率	H22.5	2	1.000		855,000	1						1	855,999	償却済
中古 タタトラック H16年製							1,745,140	1						1	1,745,139	償却済
105-00 中古 礼拝 H23年製	1	定率	H27.5	2	1.000		2,220,819	1,110,410		444,164		444,164	444,164	666,246	1,554,573	
422-00 中古 日産ノボ H29年製	1	定率	H30.11	5	0.400	12	4,821,959	1,110,412	0	444,164		444,164	444,164	666,248	4,155,711	
※分類計※ 収益							4,821,959	1,110,412	0	444,164		444,164	444,164	666,248	4,155,711	
※資産計※ 車輛運搬具																
【 器具及び備品 】																
284-00 【 0 分類 】																
284-00 ワタ林厚生プロダクト説明プレート	1	定率	H28.4	10	0.200	12	600,000	245,760		49,152		49,152	49,152	196,608	403,392	
285-00 ロープ橋本バネル	1	定率	H28.5	10	0.200	12	129,600	54,181		10,838		10,838	10,838	43,353	86,247	
286-00 乗船時注意看板(デジタル式)	1	定率	H28.5	10	0.200	12	182,293	76,224		15,244		15,244	15,244	60,980	121,313	
287-00 EPSON EB935印機	1	定率	H28.6	10	0.200	12	320,760	136,898		27,371		27,371	27,371	109,487	211,273	
420-00 ハルノ観光案内所用カクテル台他一式	1	定率	H28.8	15	0.133	12	910,440	540,798		71,918		71,918	71,918	468,820	441,620	
421-00 アルミ製履外履赤板	1	定率	H28.9	10	0.200	12	492,480	222,733		44,546		44,546	44,546	178,187	314,293	
288-00 ハルノ観光案内所用カクテル台他一式	1	定率	H28.7	2	0.200		300,000	1						1	299,999	償却済
423-00 コーナー造作	1	定率	R1.12	5	0.400		1	1						1		償却済
424-00 コーナー造作に添着付体(1.5m×1.4m)40V型	1	定率	R1.12	5	0.400		1	1						1		償却済
425-00 履鞋出入口欄内案内表示装置	1	定率	R1.12	5	0.400		1	1						1		償却済
426-00 履鞋プロフェッショナルディスプレイ	1	定率	R2.9	5	0.400	7	169,400	169,400	169,400	39,526		39,526	39,526	129,874	39,526	
427-00 ワイヤレス充電コーナー	1	定率	R2.9	5	0.400	7	489,500	489,500	489,500	114,216		114,216	114,216	375,284	114,216	
428-00 体表温度検測カメラ	1	定率	R3.2	5	0.400	2	165,000	165,000	165,000	11,000		11,000	11,000	154,000	11,000	
※分類計※ 分類							3,759,476	1,276,508	923,900	383,811	0	383,811	383,811	1,716,597	2,042,879	
201-00 占掛机 WK KS-6	1	旧定率	H3.4	15	12/60		30,127	1						1	30,126	償却済

資産別固定資産減価償却内訳表

物件名称	数量	償却方法	取得 使用	耐用 年数	償却 率	期間	取得価額	期首帳簿価額	当期増減額	普通償却額	特別(割増) 償却額	当期繰上 償却額	期末帳簿価額	償却累計額 (償却累計額) (償却累計額)	備考
202-00 厨付電子 311-5320	1	旧 定率	H3.4	10	12/60		54,847	1						54,846	償却済
203-00 伝接端子 コロ CE-335S	1	旧 定率	H3.4	5	12/60		29,741	1						29,740	償却済
204-00 伝接端子 コロ CE-335	1	旧 定率	H3.4	5	12/60		29,741	1						29,740	償却済
205-00 伝接端子 コロ CE-332S	1	旧 定率	H3.4	5	12/60		48,667	1						48,666	償却済
206-00 伝接端子 コロ NT-S2	1	旧 定率	H3.4	10	12/60		31,672	1						31,671	償却済
207-00 展示用顕微鏡	1	旧 定率	H3.12	7	12/60		1,218,490	1						1,218,489	償却済
208-00 印鑑 理事用印	1	旧 定率	H4.1	10	12/60		18,540	1						18,539	償却済
209-00 面抽机 WK KS-2	1	旧 定率	H5.10	15	0.142		54,590	1						54,589	償却済
210-00 金庫 カナ 303-4252	1	旧 定率	H5.10	20	0.109	12	182,928	7,318	1,829	1,829		1,829	177,439	償却済 償却済9,146	
215-00 船内展示装飾 掲絵主人形 厚持櫓	1	旧 定率	H6.3	8	12/60		2,163,000	1						2,162,999	償却済
228-00 富林善芳名版	1	旧 定率	H3.3	3	12/60		482,600	1						482,599	償却済
229-00 マイクスタンド MT-96	1	旧 定率	H6.4	8	12/60		5,562,000	1						5,561,999	償却済
230-00 マイクスタンド MT-161	1	旧 定率	H6.5	5	12/60		10,187	1						10,186	償却済
232-00 消火栓設備	1	旧 定率	H6.5	5	12/60		13,905	1						13,904	償却済
235-00 シーケース	1	旧 定率	H6.5	8	12/60		77,250	1						77,249	償却済
236-00 タビスマイク WM-811/B11	1	旧 定率	H6.8	8	12/60		482,882	1						482,881	償却済
248-00 摩元船乗組用帆	1	旧 定率	H6.8	3	12/60		38,522	1						38,521	償却済
247-00 摩元船乗組用帆	1	旧 定率	H15.3	5	12/60		3,435,390	1						3,435,389	償却済
253-00 バンドソー 日立CBH5 H6.3設置	1	旧 定率	H15.4	5	12/60		783,825	1						783,824	償却済
251-00 レジストグラフ	1	旧 定率	H19.12	2	1,000		80,000	1						79,999	償却済
408-00 軍艦設備改修工事一式	1	旧 定率	H20.3	5	0.500		1,257,564	1						1,257,563	償却済
255-00 プロジェクター EPSON EB-1735W24	1	旧 定率	H21.11	6	0.417		1,115,000	1						1,114,999	償却済
			H22.4	5	0.500		219,048	1						219,047	償却済

資産別固定資産減価償却内訳表

令和2年 4月 1日
至 令和3年 3月 31日

物件名称	数量	償却方法	取得 年月	耐用 年数	償却 率	期間	取得価額	期首帳簿価額	当期増減額	普通償却額	特別(割)償却額	当期減損損失額 当期償却額	当期償却 額累計	期末帳簿価額	(減損損失累計額) 償却累計額	備考
258-00 カラダ設備修理	1	H19 定率	H22.7	8	0.417		180,000	1							179,999	償却済
258-00 カーテン製作	1	H19 定率	H22.7	8	0.313		471,200	1							471,199	償却済
259-00 旗幟計量機	1	H19 定率	H22.7	5	0.500		60,800	1							60,799	償却済
261-00 屋外テレビモニター	1	H19 定率	H22.12	5	0.500		91,800	1							91,799	償却済
414-00 パソコン用モニター	1	H19 定率	H25.7	3	0.667		472,500	1							472,499	償却済
416-00 パソコン用モニター	取得額	H25.12 定率	H25.12	3	0.667		582,275	1							582,274	償却済
415-00 LED照明	1	H25.12 定率	H25.12	3	0.667		173,140	1							173,139	償却済
417-00 TV-BDP-レコーダー	1	H26.1 定率	H26.1	3	0.400		178,185	1							178,184	償却済
418-00 LED照明	1	H26.12 定率	H26.12	3	0.667		429,300	1							429,299	償却済
382-00 DVDレコーダー	1	H27.11 定率	H27.11	5	0.400	12	9,547,200	859,248	859,247	859,247		859,247	859,247		9,547,199	改定価額 1,718,496
263-00 パソコン用電源	1	H27.11 定率	H27.11	5	0.400	12	450,000	40,500	40,499	40,499		40,499	40,499		449,999	改定価額 81,000
※分類計※ 収益							28,986,926	907,088	901,575	0	901,575	901,575	901,575	5,523	29,981,403	
[2非収益]																
238-00 船内テレビ	1	H7.6 旧 定率	H7.6	8	0.250	12	800,000	24,002		7,999		7,999	7,999	16,003	783,997	償却基礎 39,999
240-00 船内照明	1	H7.6 旧 定率	H7.6	8	0.250	12	100,000	3,002		999		999	999	2,003	97,997	償却基礎 4,999
241-00 船内照明	1	H7.6 旧 定率	H7.6	8	0.250	12	100,000	3,002		999		999	999	2,003	97,997	償却基礎 4,999
243-00 船内照明	1	H10.8 旧 定率	H10.8	8	0.250	12	200,000	6,002		1,999		1,999	1,999	4,003	195,997	償却基礎 8,999
252-00 船内照明	1	H19 定率	H20.2	8	0.313		300,000	1						1	299,999	償却済
411-00 船内照明	1	H19 定率	H21.12	8	0.313		93,333	1						1	93,332	償却済
412-00 船内照明	1	H19 定率	H21.12	8	0.313		120,000	1						1	119,999	償却済
413-00 船内照明	1	H19 定率	H21.12	8	0.313		120,000	1						1	119,999	償却済
※分類計※ 非収益							1,833,333	36,012	11,996	11,996		11,996	11,996	24,016	1,809,317	
※資産計※ 器具及び備品							35,569,735	2,219,618	823,900	1,297,382	0	1,297,382	1,297,382	1,746,136	33,813,599	

資産別固定資産減価償却内訳表

自令和2年 4月 1日
至 令和3年 3月 31日

物件名称	数量	償却 方法	取得 使用 年数	償却 率	期間	取得価額	初年度減価額	当期増減額	普通償却額	特別(増)減額	当期減損損失額 当期償却額	当期償却 残存額	期末帳簿価額	(減損損失累計額) 償却累計額	備考
【 無形固定資産 】															
【 0分類 】															
301-00 重積加入権 24-3351	1	非償				72,000	72,000						72,000		
302-00 重積加入権 24-3352	1	非償				72,000	72,000						72,000		
303-00 重積加入権 24-3378	1	非償				74,180	74,180						74,180		
304-00 重積加入権 24-0663	1	非償				50,000	50,000						50,000		
※分類計※ 分類						268,180	268,180						268,180		
※資産計※ 無形固定資産						268,180	268,180						268,180		
【 書面骨董 】															
【 1収益 】															
248-00 地図 1/2500 朝飯 新日本国		非償				399,000	399,000						399,000		
249-00 地図 1/2500 朝飯 上江上青米		非償				262,500	262,500						262,500		
250-00 地図 1/2500 朝飯 三一口ツバ		非償				157,500	157,500						157,500		
408-00 地図 1/2500 吉地圖		非償				220,000	220,000						220,000		
※分類計※ 収益						1,039,000	1,039,000						1,039,000		
※資産計※ 書面骨董						1,039,000	1,039,000						1,039,000		
※合計※						45,478,354	4,637,190	4,613,400	1,747,861	0	1,747,861	1,747,861	7,502,729	37,975,625	

公益財団法人慶長遣欧使節船協会

令和3年度事業計画書

1 事業運営方針

法人の目的である「慶長遣欧使節等の大航海時代の歴史的事績並びに船舶及び海洋に関する学習・体験の場を提供することにより、地域の振興及び青少年の健全育成に寄与する」基本方針を中心に、使節派遣の意義を慶長の大震災からの復興に結びつける視点及び東日本大震災で被災した慶長使節船ミュージアムの震災遺構としての立場も加えた各種事業を行う。

また、コロナ禍におけるミュージアムの役割を再認識した上で、復元船「サン・ファン・パウティスト」号の偉業を後世に伝えるための事業展開を継続して実施する。

2 公益目的事業

公-1 慶長使節船ミュージアム 企画事業

当協会は、宮城県より復元船を含むミュージアムの管理運営・関連企画事業の実施等を受託しているが、企画事業の中心であった復元船の展示公開が終了し、その後の解体が決定したことから、以後、企画事業の全体テーマとして「サン・ファン・キャラバン」を新たに掲げ、館内事業の枠を超えて地域の文化・観光振興に歴史・文化の分野から貢献できるよう、下記のソフト事業を幅広く展開する。

(1) 企画展示事業

① 令和3年度企画展「サン・ファン号と三陸牡鹿の風土シリーズ」

【開催日】令和3年夏季～

【内容】歴史・民俗・産業・観光の視点から、牡鹿半島をテーマとした企画展を開催する。

② ミュージアム資料の館外出張展示・説明会

【開催日】通年

【内容】当ミュージアムで所蔵する資料について、他館や文化施設・教育施設などを会場とした出張展示や説明会を行う。

③ アーカイブ資料「石巻の人びととサン・ファン号のあゆみ」写真展（仮）

【開催日】令和3年度春季

【内容】サン・ファン館にて所蔵する写真データ等を活用し、来館者に紹介するための写真展を開催する。

(2) 講座・講演会事業

① 令和3年度 出前講座「希望の帆船について学ぼう（仮題）」

【開催日】 通年

【内 容】 沿岸部の文化観光と震災遺構ガイダンスなどの視点から、出前講座を実施する。

② 令和3年度 有識者講座「タイトル未定」

【開催日】 通年

【内 容】 外部より専門家を招き、慶長使節や船について学ぶ講座を開催する。

③ 令和3年度 シンポジウム「タイトル未定」

【開催日】 令和3年秋季

【内 容】 慶長使節・サン・ファン号をテーマとしたシンポジウムを開催する。

(3) 船舶文化事業・教育学習支援事業

小中学生を中心に、サン・ファン・パウティスタ号と慶長使節の姿を通して、自身の夢を育みながら、地域の歴史・風土に親しんでもらうための各種事業を展開する。

① 第2回「サン・ファン号を未来へつなぐコンクール」

【期 間】 通年

【内 容】 サン・ファン・パウティスタ号をモチーフに、「絵画」「デザインマーク」「作文」の3部門からそれぞれのテーマに沿った作品を募集する。

② 通年ワークショップ「タイトル未定」

【開催日】 通年

【内 容】 来館者にいつでも楽しんでもらえるためのワークショップについて企画する。

③ 学習プログラム「博物館は教室だ！」

【期 間】 随時受付

【内 容】 木・海・船に関する体験、震災伝承に関する講座、ツアーなどさまざまな角度から慶長使節について学ぶためのプログラムを開催する。

(4) 誘客・協賛事業

地域の観光・賑わいの創出の観点から、地域団体と連携を図りながら各種集客事業を展開する。

① GW 関連イベント

【開催日】令和3年5月1日（土）～5日（水）

【内 容】石巻に大勢訪れる観光客向けの、ミニ企画を実施する。

② 第28回サン・ファン祭り

【開催日】未定

【内 容】平成5年の「サン・ファン・パウティスタ号」復元船建造の偉業を後世に伝える、石巻市民手作りのお祭り。※コロナ対策の上、秋季に延期して開催検討。

【主 催】サン・ファン祭り実行委員会

③ サン・ファン・パウティスタ号出帆記念祭2021

【開催日】10月下旬

【内 容】サン・ファン・パウティスタ号の出帆日を記念して、慶長使節に関連する各種館内イベントを実施する。

④ サン・ファン・イルミネーション2021

【期 間】11月初旬～翌年1月下旬

【内 容】サン・ファン館展望棟及びサン・ファンパークを約4万球の電飾とライトアップで幻想的に彩る。

公-2 宮城県慶長使節船ミュージアム 管理運営事業

令和3年度のミュージアムの管理運営においては、県内の博物館と情報交換を積極的に行い、新型コロナウイルス感染拡大防止対策状況下におけるミュージアムの意義を改めて再認識しながら、復元船「サン・ファン・パウティスタ」号の展示公開終了と解体に対応する形で展望棟展示の充実を図り、施設の運営管理・各種事業を実施する。

また、令和6年度の供用開始に向けて準備が進められている、ミュージアムのリニューアル関連業務にあたって、協会として可能な限りの技術的支援を行う。

(令和3年度開館日数：309日 入館者目標数：30,000名)

(1) 慶長使節船ミュージアム 展示・解説業務

「サン・ファン・パウティスタVR船内ツアー」などのデジタルコンテンツを最大限活かし、随時案内を行うほか、希望する団体や学校等を対象にツアー等を実施する。

(2) 慶長使節船ミュージアム 広報業務

宮城県・石巻市の広報紙、旅行雑誌への記事掲載、テレビ・新聞等メディアを活用した広報を実施する。また、WEBサイトを積極的に活用し、SNS等の情報発信ツールと併せ、ミュージアムのリニューアルに関する情報など、積極的なPRに努める。

(3) 慶長使節船ミュージアム 特別開館等

- ア) 入館料無料開放・・・海の日(7月)、出帆記念日(10月)
- イ) 開館時間延長・・・8月中(午後5時30分まで1時間延長)

(4) 慶長使節船ミュージアム 各種設備機器保安・保守業務

運営組織に基づき協会職員が管理運営に当たるほか、次の業務は各専門の業者に委託し、更なる施設の安全性の向上と効率的な施設の維持管理に努める。

- ア) 清掃業務
- イ) 警備業務
- ウ) 昇降装置保守点検業務
- エ) 階段昇降機設備保守点検業務
- オ) 施設管理業務
- カ) 植栽管理業務
- キ) 電気設備管理保安業務

(5) 慶長使節船ミュージアム リニューアル事業に係る業務支援

令和2年度現在、宮城県によるミュージアムのリニューアル事業が継続して実施されているが、令和3年度の「ミュージアム改修工事实施設設計業務」の実施にあたっては、1996年からのミュージアム管理運営の知識と経験を活かして、様々な技術的支援を継続して実施する。

- ア) 後継船の設計、制作と展示に関する技術的支援
- イ) 業務用備品等の管理及び処分
- ウ) 後継船の維持管理手法の検討
- エ) ドック棟及び作業用道路の点検・管理(※工事期間中も継続する)

(6) 慶長使節船ミュージアム 研修・防災訓練等

来館者の利便性の向上や安全の確保のため、外部講師等による適切な指導の元、講習会などを実施する。また、他の博物館・観光施設等を視察すると共に、外部セミナー等を活用し、地域との連携を図りながら、観光面やインバウンド面等から幅広いニーズに対応できるよう努める。

- ア) 避難訓練の実施…秋季 イ) AED講習会の実施…冬季
- ウ) 研修視察及び観光関連セミナー エ) インバウンド関連セミナー

(7) 慶長使節船ミュージアム 企画運営委員会

館長の諮問機関として、有識者からなる企画運営委員会を開催し、企画広報事業に関する意見や提案等を受け事業運営に反映させる。

- ・令和3年度企画運営委員会 令和4年1月下旬予定

公-3 サン・ファン・パウティスタ復元船 管理事業

当協会ではこれまで、ミュージアムのメイン展示物である復元船サン・ファン・パウティスタを宮城県民の貴重な財産として維持管理してきたが、当船は、建造から約20年以上の年月が経ったこと、大震災に伴う大津波に直撃したことなどから、腐朽が顕著になり、平成27年度に宮城県が実施した「慶長使節船復元船の今後の維持管理検討に関する調査」では「直ちに崩壊等はしなくとも、現状ではあと5年はもたない。」という報告が示された。

以後、令和3年3月末を持って展示公開を終了し、今後解体する方針が決定されたが、当船の管理にあたっては、指定管理者として宮城県や復元船建造企業などと協議を重ねながら適切な管理・解体・再利用方法を継続して検討し、約30年間、復元船が担ってきた役割を新しい形で後世に繋いでいくための方策を構築していく。

(1) 復元船解体及び後継船整備事業に係る業務支援

- ア) 現船解体の実施設計と解体作業に関する技術的支援
- イ) 解体部所の選別計画、目的別の管理保存
- ウ) 廃棄部品および木材のグッズ転用と配布 (※製作・維持管理・販売など)

公-4 石巻市サン・ファン・パウティスタパーク 管理運営事業

立体駐車場、サン・ファン広場、芝生広場等で構成されるサン・ファンパークは、ミュージアムの付帯施設として、来場者の憩いの場、イベント会場を提供している。市民の文化活動の向上に資し、合わせて市民の憩いの場を提供するため、隣接する宮城県慶長使節船ミュージアムとの一体的な管理運営により効率的な維持管理に努める。

(1) サン・ファンパーク 観光案内業務

サン・ファンパークは、石巻圏域と牡鹿半島の観光の拠点として、サン・ファンパーク立体駐車場1階に「サン・ファンインフォメーションセンター」を設置するとともに、無料Wi-Fiを整備し、観光客の利便性の向上を図りながら、石巻地域の観光・文化施設を中心に大型モニターや各施設のチラシなどによりPRする。

(2) サン・ファンパーク 各種設備機器保安・保守業務

サン・ファンパークは、駐車場トイレ、自動販売機、等を備えており、不特定多数の市民が利用していることに併せて、隣接するサン・ファン館の入館者の殆が利用していることから、開園中は協会職員が運営管理に当たるほか、次の業務は各専門の業者に委託し、更なる施設の安全性の向上と効率的な施設の維持管理に努める。

ア) 清掃業務 イ) 警備業務 ウ) 施設管理業務 エ) 植栽管理業務

(3) サン・ファンパーク 利用促進業務

サン・ファンパークは令和1～2年度の改修工事に伴い、噴水や駐車場設備等の老朽化が解消され、新たに遊具が設置されるなど、市民の憩いの場としての利便性が向上したことから、以下のとおりミュージアムと連携した積極的な活用・貸出・PR等を行い、地域の活性化やより一層の賑わいの創出に努める。

ア) イベント事業…サン・ファン祭り、海の記念日 出帆記念祭などの連携
イ) 物産会、芸能・音楽祭、園遊会などの企画運営（地域関係団体と共催を促進する）
ウ) 市民団体を中心としたパーク貸出業務
エ) 学校行事（遠足・野外学習会）の補助・支援

3 収 益 事 業

1 サン・ファンショップ グッズ販売事業

サン・ファン関連のグッズや石巻市の産品などを取り揃え、より一層の販売促進やサービスの向上に努める。また、関連イベントなどにも積極的に出店し、当館のPRやリピーターの増加に努める。

4 法 人 管 理

1 慶長遣欧使節船協会 理事会

第1回理事会 令和3年5月下旬（予定）

第2回理事会 令和4年2月上旬（予定）

2 慶長遣欧使節船協会 評議員会

定時評議員会 令和3年6月中旬（予定）